

(2) 使用料の改定(案)について

① 使用料改定(再提案)について

ア) 前回の使用料改定からこれまでの経過

- 平成30年度審議会(下水道使用料改定)
令和元年10月から、10%の使用料改定を実施する旨決定。
- 令和3年度審議会(経営戦略改定)
今後10年間における次期改定率について、令和7年度に32%改定として経営戦略を改定。
- 令和7年度審議会(第2回)
事務局からは、5年後の審議会まで黒字を維持できる「改定率20%」を提案し、「物価高、人件費の高騰等を考慮した改定を」とのご意見を踏まえ、継続審議。

イ) 再提案におけるシミュレーションの条件(前回と同様)

- 5年後の次回審議会(令和12年度)まで、経常損益における黒字を確保
- 一般会計補助金については、5,000万円/年度

ウ) シミュレーションにおける改定率及び結果

R8 改定率	R8 改定による見通し	R13 再改定率
<u>20%</u> (第2回提案)	R13 決算より赤字 → R12 審議会・R13 再改定	<u>24%</u>
<u>15%</u>	R12 決算より赤字 → <u>R12で繰入額増額</u> → R12 審議会・R13 再改定	<u>28%</u>
<u>10%</u> (R元改定と同率)	R11 決算より赤字 → <u>R11・R12で繰入額増額</u> → R12 審議会・R13 再改定	<u>33%</u>

エ) 改定案の考察

【20%改定案(第2回審議会提案)】

→ 第2回審議会において事務局より提案し、継続審議となっております。

【15%改定案】

→ 今回改定における市民負担が20%改定と比べて抑えられますが、令和12年度に一般会計補助金を増額する必要があります。また、再改定率については28%であり、20%改定案(再改定率24%)と比較して4%増額する必要があります。当初案の改定率を軽減しながら、可能な限り後年度の一般会計補助金の抑制や再改定率の軽減が見込まれます。

【10%改定案(前回改定と同率)】

→ シミュレーションでは市民負担が最も少ないものの、令和11年度から2年連続で一般会計補助金を増額する必要があります。また、再改定率が33%であり、20%改定案(再改定率24%)と比べて9%増額する必要があることから、後年度の市民負担が過大となります。

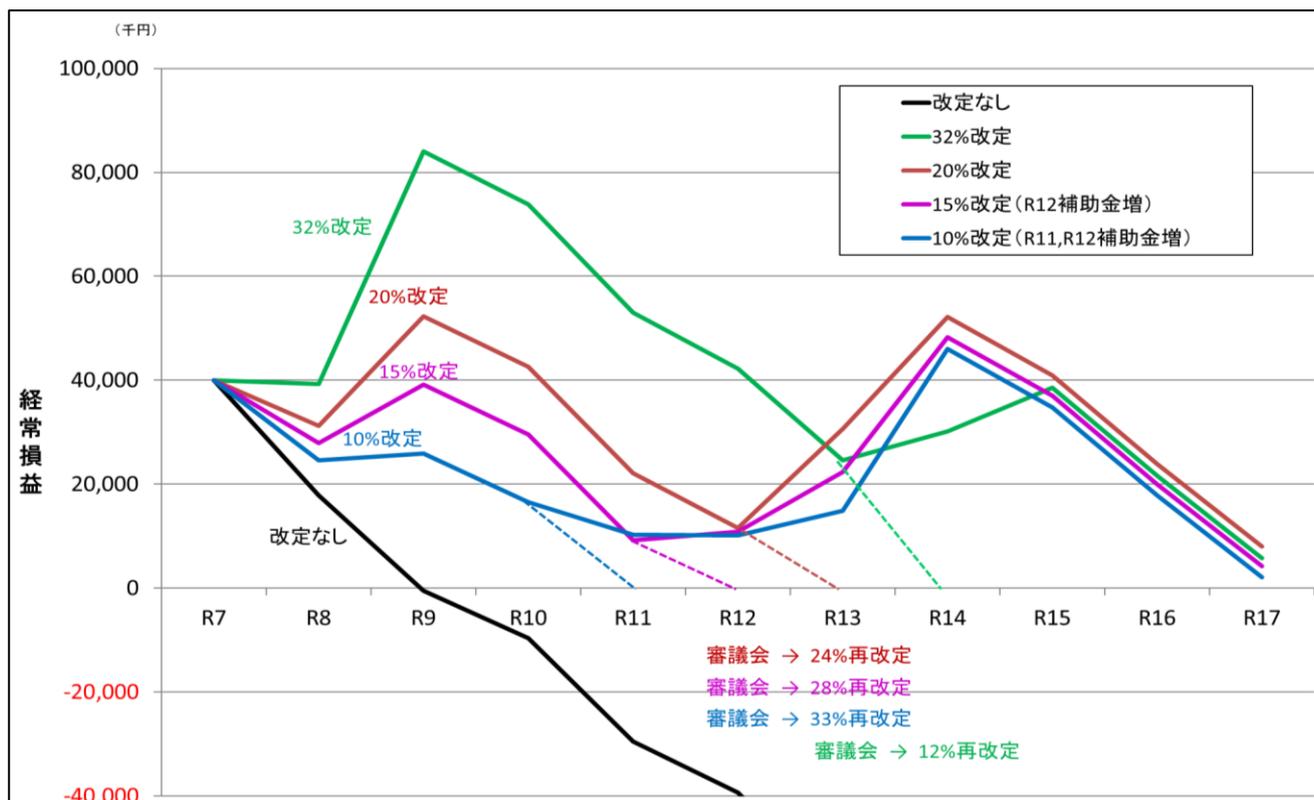
オ) 事務局再提案

考察の結果と前回審議会でのご意見を考慮し、事務局からは以下の改定率で再提案いたします。

事務局再提案 改定率15%

また、下水道供用区域外の市民の方から負担をお願いする一般会計補助金(基準外繰入金)については、受益者負担の原則からも可能な限り抑制すべきと考えておりますので、今後の下水道事業運営についても、一般会計補助金の抑制に努めてまいります。

下水道使用料改定に関するシミュレーション



【一般会計補助金繰入額】

(単位 千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
32%改定	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
20%改定	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
15%改定	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	62,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
10%改定	50,000	50,000	50,000	50,000	64,000	74,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
改定なし	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

【下水道事業における一般会計繰入金について】

○一般会計負担金（基準内繰入金）

国が定めた繰出基準により、地方公営企業が一般会計から繰り入れる負担金のことを言います。

例えば、下水道事業の「雨水処理に要する経費」では、雨水は下水道使用者のみならず、全ての人の関係する雨という自然現象であることから、一般会計から繰り入れています。

他にも、「分流式下水道等に要する経費」、「水質規制に要する経費」等があり、下水道事業の実情に応じて繰り入れています。

○一般会計補助金（基準外繰入金）

国が定めた繰出基準によらず、地方公営企業の事業収入で経費を賅い切れない部分を補填するために一般会計から繰り入れる補助金のことを言います。

「独立採算制の原則」に基づき、基準外繰入金を低減させるため、事業収入の増加、経費の削減といった経営改善への取り組みが必要です。

② 現行料金と料金改定した場合との比較（月額）

（税込金額 単位：円）

項 目		現在	20%改定案	15%改定案	10%改定案
基本料金		660	792	759	726
超 過 料 金	10 m ³ 以下	55	66	63	60
	10 m ³ 超～20 m ³ 以下	154	184	177	169
	20 m ³ 超～50 m ³ 以下	181	217	208	199
	50 m ³ 超～100 m ³ 以下	203	243	233	223
	100 m ³ 超～500 m ³ 以下	220	264	253	242
	500 m ³ 超～ 1,000 m ³ 以下	231	277	265	254
	1,000 m ³ 超	264	316	303	290

項目	改定前の 金 額 (税込み)	20%改定案		15%改定案		10%改定案	
		改定後の金額	差額	改定後の金額	差額	改定後の金額	差額
8 m ³ (一人暮らし)	1,210	1,452	242	1,389	179	1,326	116
20 m ³ (標準家庭)	3,025	3,621	596	3,474	449	3,317	292
35 m ³ (二世帯家族)	6,011	7,201	1,190	6,906	895	6,601	590
100 m ³ (事業所)	20,163	24,147	3,984	23,153	2,990	22,149	1,986
800 m ³ (食品加工業)	193,193	231,717	38,524	221,923	28,730	212,449	19,256
1,000 m ³ (ホテル)	244,013	292,657	48,644	280,223	36,210	268,329	24,316
4,500 m ³ (市内最大)	1,260,413	1,509,257	248,844	1,446,773	186,360	1,384,829	124,416

③ 類似団体との比較

【下水道使用料比較(県内8市+九州管内類似団体) 例:公共下水道事業会計】

